

山形県立河北病院
医療情報セキュリティポリシー
(基本方針)

平成27年7月1日 施行

山形県立河北病院医療情報セキュリティ基本方針

山形県立河北病院（以下、「当院」という。）では、医事会計業務の電子化を契機に、検査業務システムの電子化、外来処方のおーダリングシステム化、医療画像管理システムの導入など、医療業務のIT化を推進することにより効率化を図ってきた。

また、平成24年2月から稼働している総合医療情報システムにおいては、電子カルテの導入、システム間連携の強化により、医療の効率化のみならず、安全な医療の提供、安定した病院経営の実現を図ることとしている。

一方、電子化された情報は、「漏えい等の事態が生じた場合に、一瞬かつ大量に情報が漏えいする可能性が高いこと」、「医療従事者が電子情報取扱いの専門的な知識を有しているとは限らないこと」など、これまでの紙媒体の情報とは異なる特殊性を有している。

当院が取り扱う医療情報及びこれに関連・付随する情報（以下「医療情報」という。）には、患者の個人情報をはじめ、外部に漏えい等の事態が生じた場合、極めて重大な結果を招く情報が多数含まれており、地域の中核病院として、信頼される医療の提供を使命としている当院にとって、「情報セキュリティの確保」は必須事項である。

当院は、これらの守るべき情報、情報を取り扱うネットワークシステム、コンピュータシステム等を、重要な「医療情報資産」として位置付け、適正な管理を実施し、患者の権利、利益を守り、病院の安定的継続的な運営を実現するために、ここに山形県立河北病院医療情報セキュリティ基本方針を定める。

- (1) 職員一人ひとりがIT社会における模範となるよう努める。
- (2) 適切な技術的施策を講じ、当院の医療情報資産に対する不正な侵入、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう、また、これが漏えいなどすることのないよう努める。
- (3) 当院の医療情報資産にセキュリティ上問題が発生した場合、その原因を迅速に究明し、その被害を最小限に止めるよう努める。
- (4) 当院の医療情報資産のうち特に重要なものについては、必要なとき確実に利活用できるよう十分な備えに努める。
- (5) 上記の活動を継続的に実施し、かつ、新たな脅威にも対応できるよう、医療情報セキュリティ管理体制を確立する。